

要 旨 紹 介

この研究部報告には、3編の報告が掲載されているが、その利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「犯罪少年の実態調査——検察の少年調査票に基づく調査分析結果」は、少年非行の特質を明らかにするため、昭和42年から平成9年までの間に、全国の地方検察庁で受理した業過事件、道路交通法違反事件等の一定の事件を除いた少年事件から無作為に10分の1を抽出したもの（総数が32万254人で、うち女子が5万2,896人）を対象とし、その人員が比較的多い傷害、恐喝、窃盗及び横領（対象4罪）事件に係る少年（対象少年）を中心に調査分析したものである。

その結果、近年の少年非行の特質として、次のことが明らかになった。

- ① 動機に関し、恐喝、窃盗及び横領においては「利欲」を動機とするものが一貫して50%を超え、いまや「困窮・生活苦」を動機とする少年非行はほとんど見られない。一方、「遊び」を動機とするものは、近年、その比率が上昇傾向を見せており、また、傷害において、近年、「激情」を動機とするものの比率が、「怨恨・報復」を動機とするものよりもはるかに高くなっている。「計画的犯行」の比率は、対象4罪中では最も高い恐喝においても、近年、この比率が低下傾向を見せている。これらの調査結果は、抑制力の不足、短絡的な行動傾向といった最近の非行少年の特性をうかがわせるように思われる。
- ② 共犯者の有無について見ると、恐喝において共犯率が極めて高く、また、傷害、窃盗及び横領の共犯率は、近年は下降傾向を示してはいるものの、なお高い水準にある。少年非行については、集団による非行が多いことが指摘されているが、これらの調査結果もこれを裏付けるものといえる。また、そのほかの特筆すべき点としては、次のことが明らかになった。
- ③ 犯行場所に関して、傷害及び恐喝は、路上を犯行場所とするものの比率が一貫して高く、また、学校等とするものの比率は、傷害では校内暴力が問題とされた昭和50年代後半に急上昇し、恐喝でも50年代後半から60年代初めにかけてピークがあったが、その後は下降している。
- ④ 犯行場所に関して、窃盗では、デパート等とするものの比率が最も高い年次が多く、自転車・バイクの窃取場所となることが多い建物等周辺を犯行場所とするものが、50年代以降、やや上昇している。
- ⑤ 被害者との関係に関して、被害者と知人・友人・顔見知りの関係にあるものの比率が、傷害で上昇しているのに対し、恐喝では下降している。
- ⑥ 被害者との関係に関して、16歳未満を被害者とするものの比率は、傷害で長期的な上昇傾向が認められ、恐喝では、非行の低年齢化に特徴づけられた50年代末から60年代初めにかけて高い比率を占めていたが、その後は低下傾向を示している。
- ⑦ 非行歴のある者の占める比率は、いずれの非行においても、長期的には低下傾向が見られる。
- ⑧ 反省の態度に関し、49年以降の全年次を通じて、窃盗では、傷害と比べて、反省の態度を示す者の比率が高くなっていることなどを指摘することができる。

「少年保護事件の審理及び処分状況——司法統計年報（少年編）に基づく調査分析結果」は、昭和32年から平成9年までの約40年間の少年保護事件の審理及び処分状況を明らかにするために、司法統計年報（少年編）に掲げられた統計数値を集計・分析したものである。

その結果、少年保護事件の審理状況に関しては、次のことが認められた。

- ① 審理期間が昭和50年代初頭以降、短くなる傾向が認められるが、特に殺人、強盗等の凶悪事犯については、窃盗及び虞犯と比べて1月以内に審理を終える人員の占める比率が高くなっている。
- ② 付添人選任人員及び同選任率の増加・上昇傾向が、近年顕著であり、特に、弁護士が付添人として選任される割合が高くなっている。また、殺人、強盗、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反における付添人選任率は、60年前後から上昇しており、一般保護事件全体の附添人選任率より高くなっている。
- ③ 抗告事件既済人員は、近年おおむね増加傾向を示しており、その保護処分決定人員総数に対する比率も上昇している。
- ④ 試験観察終了人員は、近年、減少傾向を示している。
また、少年保護事件の処分状況に関しては、次のことが認められた。
 - ① 一般保護事件の終局処分の構成比を見ると、長期的には、審判不開始が上昇傾向を示しているのに対し、検察官送致、少年院送致、保護観察及び不処分は、いずれもおおむね低下傾向を示している。
 - ② 非行名別の処分状況を見ると、検察官送致の比率は、殺人、強盗、覚せい剤取締法違反のいずれにおいても低下傾向を示しており、近年は、殺人では少年院送致、強盗及び覚せい剤取締法違反では保護観察の比率が最も高くなっている。
 - ③ 一般保護事件において相当数を占めている不処分及び審判不開始の理由を見ると、不処分では保護的措置が、審判不開始では保護的措置及び事案軽微が、その大半を占めている。一方、非行無しを理由とする不処分又は審判不開始は、近年減少傾向にあるが、昭和44年以降の28年間に、殺人では38人、強盗では43人、強盗致傷では13人、覚せい剤取締法違反では151人が、それぞれ非行無しとして不処分又は審判不開始とされている。

「少年保護観察対象者の成り行きに関する研究」は、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計に基づき、昭和63年から平成9年までの最近10年間のデータを用いて、「保護観察終了事由」、「保護観察終了時の成績」、「保護観察中の犯罪・非行による処分」の三つを指標として少年保護観察対象者の成り行きを見たものである。

その結果、次のことが明らかになった。

- ① 保護観察処分少年では解除の比率は上昇傾向にあるが、少年院仮退院者では退院の比率に大きな変化は認められず、いずれにおいても、保護処分取消しの比率は、おおむね低下する傾向を示している。
- ② 保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれについても、成績良好者の割合は上昇傾向にある。
- ③ 再犯率と再処分の内容の推移を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれも、平成8年まではおおむね低下傾向にあったが、9年では上昇している。
- ④ 保護観察処分少年について見ると、殺人で処分になった者の再処分時の非行名は、すべて業過及び道路交通法違反であり、強盗では窃盗及び道路交通法違反、薬物事犯では、毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分が多い。
- ⑤ 少年院仮退院者について見ると、殺人及び強盗で少年院送致になった者は、窃盗等により再処分を受けている場合が多く、薬物事犯では、毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分を受けている場合が多い。

これらの調査研究の結果が広く各方面で利用されることを希望する。

研究第一部長

柳俊夫